

利用者への虐待防止に関する指針

一般社団法人 杜の都福祉事業団

第1条 目的

当法人では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」などの法令（以下「関係法令」という。）の定めに従い、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、障害福祉の増進に努めます。

第2条 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

（1）身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（2）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

（3）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前（3）に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（5）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

第3条 虐待防止委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

（1）委員会の委員長は事業所管理者とする。

（2）全職員を委員会の委員とする。

（3）委員会は、年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。

(4) 委員会の審議事項等

- ・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事。
- ・職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関する事。
- ・虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事。
- ・苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関する事。
- ・虐待発見時の対応に関する事。
- ・その他人権侵害、虐待防止等に関する事。

第4条 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。

(2) この指針に基づく研修は、年間1回以上の研修に加え、新規職員採用時には必ず行い、研修の実施内容については記録を残すものとする。

第5条 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性が高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

第6条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や事業所管理者等への報告を行う。

(2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、事業所管理者及び市に第一報として報告を行うとともに、事業所管理者は家族に誠意をもって対応し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝える事とする。

(3) 事業所管理者は、虐待防止委員会で論議した虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市に報告する。

第7条 成年後見制度の利用支援に関する事項

家族がない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

第8条 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会 市、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

第9条 利用者又は入所者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるように事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

第10条 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

第4条に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

(附則)

1. この指針は、令和4年4月1日より施行する。